証券コード：2730
平成28年６月７日

株　主　各　位

(本店所在地)
広島市中区紙屋町二丁目１番１８号
(本社事務所)
大阪市北区中之島二丁目３番３３号
株式会社 エディオン
代表取締役会長兼社長　久　保　允　誉

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　このたびの平成28年熊本地震により被災された皆様には心よりお見舞い申しあげます。
　さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁から５頁までに記載の「議決権行使についてのご案内」に従いまして、平成28年６月28日（火曜日）午後６時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市北区天満橋一丁目８番50号
帝国ホテル大阪　３階「エンパイアルーム」
ご来場の際は、末尾の「第15回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

３．会議の目的事項
報告事項
１．第15期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第15期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役12名選任の件

４．その他株主総会招集に関する事項
　議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会日の３日前（平成28年６月25日）までに、その旨と理由を書面によりご通知ください。

以　上

＜お知らせ＞

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申しあげます。

2．受付開始時刻は午前９時を予定しております。

3．法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち以下の項目につきましては、当社ホームページ（http://www.edion.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

⑴ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

⑵ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、本招集ご通知添付書類及び前述のホームページ掲載書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

4．株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（http://www.edion.co.jp/）に掲載いたします。

＜議決権行使についてのご案内＞

当社では、議決権行使書の郵送又はインターネットにより議決権を行使することができますので、ご案内申しあげます。

なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

1 当日株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時　平成28年6月29日（水曜日）午前10時

2 書面により行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限　平成28年6月28日（火曜日）午後6時30分までに到着

3 インターネットにより行使いただく場合

当社指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限　平成28年6月28日（火曜日）午後6時30分まで

1．議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきまして、平成28年６月28日（火曜日）午後６時30分までに到着するよう、ご返送いただきますようお願い申しあげます。

2．インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使いただきますようお願い申しあげます。

⑴ 当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止いたします。

⑵ 平成28年６月28日（火曜日）の午後６時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話番号　0120-173-027（受付時間　午前９時から午後９時、通話料無料）

3．インターネットによる議決権行使方法について

⑴ 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⑵ 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

⑶ 今回ご案内する「ログインID」及び「仮パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。

４．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

⑴　郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

⑵　インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

５．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

＜議決権電子行使プラットフォームについて＞

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

添付書類

事　業　報　告

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

１－１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策、また、円安や原油安の影響もあり、企業収益の改善をはじめとした緩やかな景気回復基調で推移いたしました。一方で中国等の新興国経済成長の減速、マイナス金利の導入に加えて株価や為替の急激な変動もあり、先行きの不透明な状況が続いております。

当家電小売業界におきましては、夏場は暑さが長続きせず、冬場は暖冬であったものの、高機能商品を中心にエアコンの販売が堅調に推移いたしました。また、洗濯機、調理家電、理美容器具等の生活家電商品の販売が伸長し、４Ｋ対応商品が伸長しているテレビ等の販売も底堅く推移いたしました。そのほか、「端末価格実質０円販売」の廃止の指針により、年末から１月にかけてスマートフォン等の駆け込み需要が発生いたしました。

こうした中で当企業グループにおきましては、「Ｔポイントサービス」を家電量販店として初めて導入したほか、当社がクラブトップパートナーを務めております「サンフレッチェ広島」の優勝により、関連セールを実施し売上を伸ばしました。また、リフォーム等の「ＥＬＳ（エコ・リビングソーラー）商品」を成長の柱として注力しており、社内研修等による営業担当者の生産性と顧客満足度の向上を図るとともに、施工拠点の拡大等により工事体制の強化を進めております。さらに、電力小売全面自由化の開始を受けて、平成28年３月から中部電力による電気使用量の見える化サービス「カテエネプラン」の受付を中部電力エリア及び首都圏にある当社の店舗で開始し、また同年４月から中国電力が提供する「コラボレーションメニュー」の一つとして、「エネルギアポイント」をエディオンポイントへ交換できる「エディオンメニュー」の開始が決定いたしました。

店舗展開につきましては、家電直営店は、「ららぽーとＥＸＰＯＣＩＴＹ店（大阪府）」等８店舗を新設し５店舗を閉鎖いたしました。そのほか、「東淡路店（大阪府）」等４店舗を移転しております。非家電直営店は、５店舗を閉鎖いたしました。フランチャイズ店舗は、４店舗の純減少となりました。これらにより、当連結会計年度末の店舗数は、フランチャイズ店舗776店舗を含めて1,206店舗となりました。

前述の結果による当連結会計年度における営業店舗の状況と連結業績の概況は次のとおりとなりました。

営業店舗の状況

	前　期　末	増　　加	減　　少	差　　引	当　期　末
直　　営　　店	432店	8店	10店	△2店	430店
フランチャイズ店	780店	14店	18店	△4店	776店
合　　計	1,212店	22店	28店	△6店	1,206店
直営店売場面積	1,029,801㎡	27,389㎡	33,378㎡	△5,989㎡	1,023,812㎡

(注)直営店売場面積の増加・減少には、移転４店舗による増加・減少が含まれております。

連結業績の概況

⑴　連結売上高

当連結会計年度の連結売上高は6,920億87百万円(前期比100.1%)となりました。これはエアコン、洗濯機、調理家電、理美容器具等の生活家電商品の販売が伸長し、４Ｋ対応商品を中心とするテレビ等の映像家電商品の販売も底堅く推移したことなどによるものであります。

⑵　営業利益

当連結会計年度の営業利益は170億50百万円(前期比158.7%)となりました。これは高機能商品を中心に売上が伸長し、売上総利益率が上昇したことなどによるものであります。

⑶　経常利益

当連結会計年度の経常利益は172億75百万円(前期比155.4%)となりました。これは主に営業利益の増加に伴うものであります。

⑷　親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は60億22百万円(前期比122.2%)となりました。これは主に減損損失が42億56百万円、法人税率引き下げに伴う繰延税金資産の取り崩しが6億69百万円あったことなどによるものであります。

連結業績の概況

（単位：百万円）

	平成27年３月期	平成28年３月期	増　減　額	前　期　比　（%）
連　結　売　上　高	691,216	692,087	870	100.1
営　業　利　益	10,745	17,050	6,305	158.7
経　常　利　益	11,118	17,275	6,157	155.4
親会社株主に帰属する当期純利益	4,929	6,022	1,092	122.2

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ **連結売上高**（百万円）

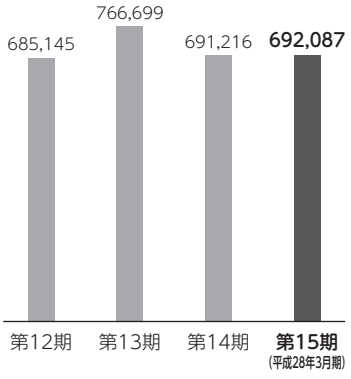

■ **経常利益**（百万円）

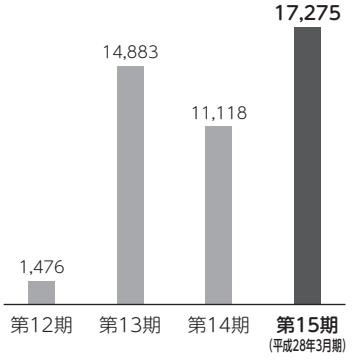

■ **親会社株主に帰属する当期純利益**（百万円）

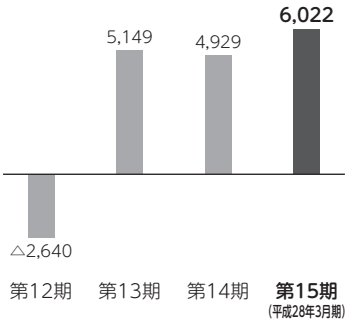

企業集団の商品分類別連結売上高

区　　分	前連結会計年度 平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで		当連結会計年度 平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで		前期比
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	(%)
家電					
テレビ	41,939	6.1	43,487	6.3	103.7
ビデオ・カメラ	35,704	5.2	33,422	4.8	93.6
オーディオ	17,974	2.6	17,238	2.5	95.9
冷蔵庫	47,158	6.8	48,735	7.0	103.3
洗濯機・クリーナー	59,431	8.6	63,245	9.1	106.4
電子レンジ・調理家電	36,974	5.3	38,677	5.6	104.6
理美容・健康器具	29,312	4.2	32,197	4.7	109.8
照明器具	10,242	1.5	9,674	1.4	94.5
エアコン	54,861	7.9	58,984	8.5	107.5
その他空調機器	21,411	3.1	20,595	3.0	96.2
その他	17,839	2.6	18,792	2.7	105.3
小　　計	372,851	53.9	385,051	55.6	103.3
情報家電					
パソコン	52,049	7.5	44,849	6.5	86.2
パソコン関連商品	44,927	6.5	44,621	6.4	99.3
携帯電話	65,762	9.5	70,396	10.2	107.0
その他	14,845	2.1	15,129	2.2	101.9
小　　計	177,585	25.6	174,998	25.3	98.5
その他					
ゲーム・玩具	21,179	3.1	22,150	3.2	104.6
音響ソフト・楽器	4,818	0.7	4,639	0.7	96.3
住宅設備	43,528	6.3	43,763	6.3	100.5
家電修理・工事収入	22,517	3.3	22,541	3.3	100.1
その他	48,734	7.1	38,941	5.6	79.9
小　　計	140,779	20.5	132,037	19.1	93.8
合　　計	691,216	100.0	692,087	100.0	100.1

(注) 1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3．区分「その他」中の「その他」の大幅な減少は、前連結会計年度にホームセンター事業を売却したことによるものであります。

１－２．資金調達等についての状況

⑴　資金調達

当社は、当連結会計年度におきまして、2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を150億円発行いたしました。

調達資金の使途につきましては、ＪＲ広島駅前再開発に伴う土地取得、建物建設及び開業資金の一部として約45億円、新規及び移転による出店に伴う投資資金並びに既存店舗の改装に要する設備投資資金として約25億円、システム改修費用として約30億円、資本効率の向上を通じて株主への一層の利益還元と、機動的な資本政策を遂行するための自己株式取得資金として約50億円を使用いたしました。

また、既存借入金の借換資金として株式会社三井住友銀行のアレンジでシンジケートローンを80億円組成いたしました。適用金利については将来の金利上昇リスクを回避するため、金利スワップを利用して固定化しております。

⑵　設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資額は111億１百万円であり、その主なものは当連結会計年度中に完成した次の店舗となっております。

区 分	設　　備　　名	所　在　地	開 店 日	増減面積(㎡)
新 設	エディオン長野青木島店	長野県長野市	H27.04.10	2,235
〃	エディオンもりのみや店	大阪市中央区	H27.04.11	3,291
〃	100満ボルト羽咋宝達志水店	石川県宝達志水町	H27.04.24	1,653
〃	エディオンフォレオ大阪ドームシティ店	大阪市西区	H27.04.24	1,851
〃	エディオン静岡曲金店	静岡市駿河区	H27.07.03	2,475
〃	エディオンららぽーとＥＸＰＯＣＩＴＹ店	大阪府吹田市	H27.11.19	2,166
〃	エディオン箕面船場店	大阪府箕面市	H27.12.04	3,303
〃	エディオンユニバーサル・シティウォーク大阪店	大阪市此花区	H28.03.25	174
移 転	エディオン六地蔵MOMOテラス店	京都市伏見区	H27.04.25	△1,156
〃	エディオン和歌山店	和歌山県和歌山市	H27.06.26	△1,101
〃	エディオンエコール・マミ店	奈良県香芝市	H27.07.18	△1,538
〃	エディオン東淡路店	大阪市東淀川区	H27.11.21	567

１－３．直前三事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第12期 平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	第13期 平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	第14期 平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	第15期 平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで
売上高(百万円)	685,145	766,699	691,216	692,087
営業利益又は営業損失(△)(百万円)	△2,476	13,720	10,745	17,050
経常利益(百万円)	1,476	14,883	11,118	17,275
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△2,640	5,149	4,929	6,022
総資産額(百万円)	378,087	385,799	367,338	360,312
純資産額(百万円)	138,489	146,756	145,086	141,986
１株当たり純資産額 (円)	1,361.19	1,325.29	1,389.43	1,437.65
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) (円)	△25.80	48.42	45.77	60.04
自己資本比率 (%)	36.6	38.0	39.5	39.4

(注) １．百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

(2) 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区　　分	第12期 平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	第13期 平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	第14期 平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	第15期 平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで
売上高(百万円)	603,696	684,633	616,692	619,114
営業利益又は営業損失(△)(百万円)	△3,595	10,940	8,708	14,374
経常利益(百万円)	494	12,477	9,543	15,245
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△3,340	4,332	4,562	5,604
総資産額(百万円)	362,476	370,976	352,484	347,527
純資産額(百万円)	132,653	139,836	137,861	136,013
１株当たり純資産額 (円)	1,304.06	1,263.37	1,320.82	1,377.63
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) (円)	△32.64	40.73	42.35	55.87
自己資本比率 (%)	36.5	37.6	39.1	39.1

(注) １．百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

１－４．対処すべき課題

当企業グループをとりまく経済環境は、家電需要が伸び悩む中で、構造改革や業態拡大による新たな顧客開拓に向けた動きが強まっております。また、スマートフォンの普及によりインターネットショッピング市場の拡大も続いており、リアル店舗を運営するうえでのさまざまな課題への対応が必要となっております。さらに、少子高齢化と人口減少による家電需要の減少への対応も重要な課題であると認識しております。こうした中で当企業グループでは、⑴収益力の向上、⑵成長分野への取り組み、⑶コスト抑制及び⑷コンプライアンスの徹底に努め、健全かつ永続的な発展に向けて取り組んでまいります。

⑴　収益力の向上

当企業グループでは、社員の販売力を強化するとともに、効率性を重視した店舗運営を行うことで、売上増加と収益力の向上に努めてまいります。また、エディオンカード会員の獲得強化と、「Ｔポイントサービス」の導入等で新規顧客の獲得を図ります。接客力の強化はもとより、サービス面においても、訪問・受付修理や配送・工事体制の品質向上に努め、お客様満足度の向上を図ってまいります。こうした取り組みを通じて、お客様の満足感、安心感とブランドイメージを向上させることにより、競争力、収益力を上げてまいります。

⑵　成長分野への取り組み

当企業グループが成長の柱として捉えているリフォーム市場は、今後も規模の拡大が見込まれております。当企業グループでは、リフォーム商品の展示店舗の拡大や施工体制の強化と施工品質の向上を図り、売上拡大に努めております。また、電力小売全面自由化により消費者の電気代節約の意識も高まっていることから、太陽光発電システムとオール電化関連商品の販売も積極的に推進してまいります。

今後も家電市場の中でインターネット販売のシェアが高まることが予測されております。当企業グループのｅコマース事業では、今後も品揃えの充実や物流体制の強化など更なるサービスの拡充・強化を行い、インターネット販売の利便性を高めてまいります。

そのほか、インターネットサービスプロバイダ事業、リサイクル事業等の拡大に取り組み、売上拡大を図ってまいります。

⑶　コスト抑制

法定福利費の増加等、外部要因によるコストの増加が見込まれる中で、パート従業員の販売力強化や人員配置の見直し等により人件費の最適化に取り組むほか、広告及び販売促進費の最適化にも積極的に取り組むことで、販売管理費比率を改善し、ローコストな運営を実現してまいります。

⑷　コンプライアンスの徹底

当企業グループでは、従業員が社会の一員として、またエディオングループの一員として、法令や社内ルールを遵守し、不正等が発生しない環境を作り上げていくことがお客様からの信頼に結びついていくと考えております。今後も、社内研修を通じて社員一人ひとりが法令遵守の認識を深め、また社内体制の整備や内部統制の強化を行うことでコンプライアンスの一層の徹底に取り組み、事業の健全かつ永続的な発展を目指してまいります。

１－５．主要な事業内容

当企業グループは、㈱エディオンと連結子会社５社（㈱サンキュー、㈱エディオンコミュニケーションズ、㈱エディオンハウスシステム、㈱エヌワーク、㈱イー・アール・ジャパン）及び持分法適用関連会社３社（㈱ふれあいチャンネル、㈱サンフレッチェ広島、㈱マルニ木工）で構成され、家庭電化商品等の販売を主な事業とし、北海道から沖縄県まで広範囲にわたり家電量販店等を展開しております。

１－６．企業集団の主要拠点等及び使用人の状況

⑴　企業集団の主要拠点等（平成28年３月31日現在）

事業所名等	主な業務	当連結会計年度末現在の店舗数			当連結会計年度中の店舗増減数		
		直営店	FC店	計	直営店	FC店	計
エディオン	家庭電化商品等の販売	348	775	1,123	2	△4	△2
サンキュー	家庭電化商品等の販売	39	1	40	△2	0	△2
エディオンコミュニケーションズ	携帯電話等の販売	43	0	43	△2	0	△2
合計		430	776	1,206	△2	△4	△6

⑵　企業集団及び事業報告作成会社の使用人の状況（平成28年３月31日現在）

①　企業集団の状況

使用人数　　8,663名

②　事業報告作成会社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7,218名	△213名	40歳７か月	16年１か月

（注）１．平均勤続年数は、当社が吸収合併をした会社での勤続年数を通算しております。
２．使用人数には臨時従業員は含まれておりません。

１－７．重要な親会社及び子会社の状況

⑴　親会社との関係

該当事項はありません。

⑵　重要な子会社の状況

会　社　名	所在地	設立年月	資本金	議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
			百万円	%	
㈱サンキュー	福井県福井市	昭和51年11月	10	100.0	家庭電化商品等の販売
㈱エディオンコミュニケーションズ	名古屋市中村区	平成12年5月	300	100.0	携帯電話等の販売
㈱エディオンハウスシステム	広島市中区	平成14年6月	20	100.0	太陽光発電システムの販売・工事、住宅リフォーム等
㈱エヌワーク	名古屋市千種区	昭和48年12月	30	100.0	情報システムの運営及び開発
㈱イー・アール・ジャパン	広島市中区	平成24年4月	100	55.0	リユース事業及びリサイクル事業

１－８．主要な借入先及び借入額（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,000
三井住友信託銀行株式会社	3,000
株式会社池田泉州銀行	2,000
株式会社山陰合同銀行	1,000
株式会社日本政策投資銀行	332
株式会社広島銀行	150
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行をエージェントとするシンジケート団#６（注）１	12,600
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行をエージェントとするシンジケート団#７（注）２	10,800
株式会社みずほ銀行をエージェントとするシンジケート団#１（注）３	12,000
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行をエージェントとするシンジケート団#８（注）４	16,000
株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケート団#４（注）５	8,000

（注）１．株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行をエージェントとするシンジケート団#6は、株式会社広島銀行他全34行で構成されております。
２．株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行をエージェントとするシンジケート団#7は、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社他全21行で構成されております。
３．株式会社みずほ銀行をエージェントとするシンジケート団#1は、株式会社紀陽銀行他全18行で構成されております。
４．株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行をエージェントとするシンジケート団#8は、三井住友信託銀行株式会社他全37行で構成されております。
５．株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケート団#4は、株式会社八十二銀行他全19行で構成されております。

１－９．その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年４月25日付で上新電機株式会社による当社のリフォーム事業に関する営業秘密の不正使用について、その差止め及び不正使用によって作成された事業管理用のソフトウェア・各種社内資料・店舗展示用ディスプレイ設備等の廃棄に加え、50億円の損害賠償を求めて大阪地方裁判所に提訴いたしました。

本事案の刑事記録やその後に当社が収集した証拠から、上新電機株式会社は当社の秘密情報を利用してリフォーム事業を起こし、現在に至るまでこれらの不正使用行為を継続していると考えられます。このような行為の継続は事業者に正当な競争行為を行う意欲を低減させることになりかねず、不正競争行為を許容できないと判断したため提訴いたしました。

2．株式に関する事項(平成28年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　300,000,000株
(2) 発行済株式の総数　112,005,636株
(3) 株主数　37,093名
(4) 大株主の状況(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社ＬＩＸＩＬグループ	8,961	9.07
エディオングループ社員持株会	8,310	8.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,402	4.45
株式会社ダイイチ	3,449	3.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口９)	3,171	3.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,083	3.12
久保允誉	2,020	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	1,873	1.89
第一生命保険株式会社	1,811	1.83
エディオングループ取引先持株会	1,718	1.74

(注) 1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．当社は自己株式13,275,997株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3．持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

所有者別株式分布

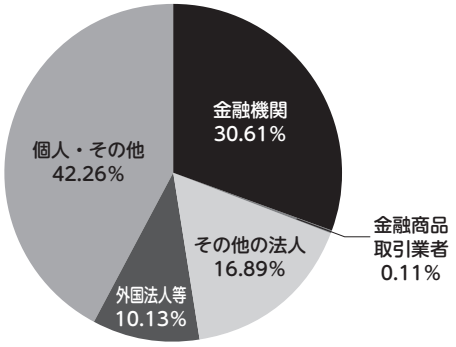

3．新株予約権等に関する事項

⑴　当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。

⑵　当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

⑶　その他新株予約権等に関する重要な事項

①　平成26年９月17日開催の取締役会決議に基づき発行した「2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権等の概要

発行日	平成26年10月３日
新株予約権の総数	1,500個及び代替新株予約権に係る社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数とする。
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。 当初転換価額は896円とする。
新株予約権の行使期間	平成26年10月17日から平成33年９月17日まで（行使請求受付場所現地時間）
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。 平成33年７月１日（ただし、同日を除く）までは、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130％を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができる。
新株予約権付社債の残高	15,000百万円

② 平成27年６月３日開催の取締役会決議に基づき発行した「2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権等の概要

発行日	平成27年６月19日
新株予約権の総数	1,500個及び代替新株予約権に係る社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数とする。
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。 当初転換価額は1,240円とする。
新株予約権の行使期間	平成27年７月３日から平成37年６月５日まで（行使請求受付場所現地時間）
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。 平成37年３月19日（ただし、同日を除く）までは、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130％を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができる。
新株予約権付社債の残高	15,000百万円

４．会社役員に関する事項

４－１．取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	久保允誉	㈱サンフレッチェ広島代表取締役会長 ㈱ふれあいチャンネル代表取締役副社長
代表取締役副会長	岡嶋昇一	㈱エディオンコミュニケーションズ代表取締役社長
専務取締役	加藤徳寿	営業本部長
専務取締役	船守精一	㈱サンキュー代表取締役会長
専務取締役	山﨑徳雄	経営企画本部長
専務取締役	梅原正幸	フランチャイズ本部長
取締役	道法一雅	ＥＬＳ統括部長
取締役	池畑裕次	営業統括部長
取締役	加藤孝宏	ＩＴ物流サービス本部長
取締役	小谷野薫	管理本部長
取締役	石橋省三	一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事 学校法人立正大学学園監事 株式会社みんかぶ社外監査役 学校法人栗本学園（名古屋商科大学）理事 株式会社コンセプト社外監査役
取締役	髙木施文	弁護士
常勤監査役	藤川誠	
監査役	異相武憲	弁護士 旭化学工業株式会社社外取締役
監査役	沖中隆志	税理士
監査役	竹原相光	公認会計士 ＺＥＣＯＯパートナーズ株式会社代表取締役 株式会社ＣＤＧ社外取締役 株式会社エスプール社外取締役 元気寿司株式会社社外取締役

(注) 1．取締役石橋省三、取締役髙木施文の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役異相武憲、監査役沖中隆志、監査役竹原相光の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．取締役髙木施文、監査役異相武憲の両氏は、弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役沖中隆志氏は、税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役竹原相光氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．当該事業年度中の取締役及び監査役の異動
取締役三嶋恒夫、取締役小谷野薫、取締役髙木施文の各氏は、平成27年６月26日開催の第14回定時株主総会にて選任され、就任いたしました。
取締役三嶋恒夫氏は、平成27年12月31日をもって辞任いたしました。
7．当社は、取締役石橋省三、取締役髙木施文、監査役異相武憲、監査役沖中隆志、監査役竹原相光の各氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として届け出ております。

４－２．事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
三　嶋　恒　夫	平成27年12月31日	辞　　任	取締役ＥＬＳ本部長

４－３．責任限定契約

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社が、当該規定に基づき社外取締役石橋省三、社外取締役髙木施文、常勤監査役藤川誠、社外監査役異相武憲、社外監査役沖中隆志、社外監査役竹原相光の各氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役の全員との間で同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結し、その賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

４－４．取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報　酬　等　の　額
取　締　役	14名	471百万円
監　査　役	4名	30百万円
合　　計	18名	501百万円

(注) 1．上記取締役の報酬等の額には、平成27年６月26日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び平成27年12月31日をもって辞任した取締役１名を含んでおります。
2．取締役の報酬限度額は、平成22年６月29日開催の第９回定時株主総会において、使用人分給与を含まず年額８億円以内とご承認いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第５回定時株主総会において、年額１億円以内とご承認いただいております。
4．上記取締役及び監査役の報酬等の額には、社外取締役２名及び社外監査役３名に対する報酬31百万円を含めております。
5．上記取締役の報酬等の額には、役員賞与80百万円を含めております。
6．上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

４－５．社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

(1)　社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況

区　　分	氏　　名	兼　職　会　社　名	兼　職　の　内　容
社　外　取　締　役	石　橋　省　三	一般財団法人石橋湛山記念財団	代　表　理　事
		学校法人立正大学学園	監　　事
		株式会社みんかぶ	社　外　監　査　役
		学校法人栗本学園（名古屋商科大学）	理　　事
		株式会社コンセプト	社　外　監　査　役
社　外　監　査　役	異　相　武　憲	旭化学工業株式会社	社　外　取　締　役
社　外　監　査　役	竹　原　相　光	ＺＥＣＯＯパートナーズ株式会社	代　表　取　締　役
		株式会社ＣＤＧ	社　外　取　締　役
		株式会社エスプール	社　外　取　締　役
		元気寿司株式会社	社　外　取　締　役

(2)　当社と当該他の法人等との関係
当社と社外役員が他の法人等を兼職する当該他の法人等との間には、特別な関係はありません。

4－6．社外役員の主な活動状況

氏名 （地位）	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
石橋 省三 （社外取締役）	当事業年度に開催した26回の取締役会のすべてに出席いたしました。	取締役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において自らの経験と知見も踏まえた発言を行っております。
髙木 施文 （社外取締役）	平成27年６月26日就任以降、当事業年度に開催した20回の取締役会のうち18回に出席いたしました。	取締役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において弁護士としての経験と知見も踏まえた発言を行っております。
異相 武憲 （社外監査役）	当事業年度に開催した26回の取締役会のうち25回に出席、また、６回開催した監査役会のすべてに出席いたしました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において弁護士としての経験と知見も踏まえた発言を行っております。
沖中 隆志 （社外監査役）	当事業年度に開催した26回の取締役会のうち24回に出席、また、６回開催した監査役会のすべてに出席いたしました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において税理士としての経験と知見も踏まえた発言を行っております。
竹原 相光 （社外監査役）	当事業年度に開催した26回の取締役会のすべてに出席、また、６回開催した監査役会のうち５回に出席いたしました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において会計士としての経験と知見も踏まえた発言を行っております。

５．会計監査人に関する事項

５－１．氏名又は名称

新日本有限責任監査法人

５－２．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

⑴	当社の公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	90百万円
⑵	当社の公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1百万円
⑶	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	91百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、アドバイザリー業務であります。

３．監査役会は、会計監査人の監査計画の妥当性、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

５－３．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

５－４．会計監査人が過去２年間に受けた業務停止の内容

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

⑴ 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

⑵ 処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３か月間
（平成28年１月１日から平成28年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

⑶ 処分の理由

・新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年３月期、平成24年３月期及び平成25年３月期における財務書類の監査において、担当した公認会計士が、相当の注意を怠り、財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

６．業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」、いわゆる「内部統制システムの基本方針」を次のとおり決議しております。

(総論)

エディオングループが掲げる「サービス型小売業」の理念は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様及び従業員等のステークホルダー（利害関係者）からいただく信頼のうえに成り立つ地域密着型ビジネスモデルを目指すものです。

サービス型小売業として地域社会に受け容れられ、広くご愛顧をいただくために次の３項目を事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役・従業員のコンプライアンス（法令・社会倫理等遵守）はもとより、地域社会のよき一員として企業の社会的責任を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダーから見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、ステークホルダーに向けた説明責任を十分に果たします。

第三に、適切な権限委譲により迅速かつ的確な意思決定が行われるとともに、重要事項については、取締役会及び社長による強力な業務執行が行われる体制を構築し、併せて現場情報とステークホルダーのご意見・ご要望が迅速に取締役に伝達されるよう社内コミュニケーションの向上に努力します。

当社は、これらの基本的な指針に基づき、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定め、体制の構築及び運用に努めてまいります。

１．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑴　取締役及び従業員が、法令・社会倫理を遵守するよう「エディオングループ経営綱領」及び「エディオングループ倫理綱領」を策定のうえ周知し、その徹底を図る。

⑵　当社代表取締役が指名する取締役をコンプライアンス委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス委員長が指名した者を委員として構成する。コンプライアンス委員長は必要に応じて会議を開催しコンプライアンス体制の強化に努める。また、重要事項については、「コンプライアンス委員会」から取締役会へ報告することとする。

⑶　コンプライアンス委員長の判断により、弁護士事務所やその他の専門家との顧問契約を締結し、コンプライアンスに関する適切なアドバイスを受けるものとする。

⑷　コンプライアンス違反の早期発見と再発防止を目的として「内部通報規程」に基づく社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、運用する。

⑸　「コンプライアンス委員会」から全社に向けた定期的な情報提供や従業員研修を継続的に実施することにより、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の啓発を行う。

⑹　決算情報等の財務報告について信頼性を担保し、金融商品取引法並びに金融庁が定める「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等の関連諸法令及び規則を遵守するため、内部監査部門を設置し、「内部統制規程」に基づき適切に運用する。

⑺　取扱商品・サービスの広告表示に係る法令遵守のため、表示管理に関する責任者を広告宣伝部門内に設置し、関連諸法令の周知、啓発を行う。

⑻　反社会的勢力に対しては「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、取締役及び従業員が一丸となってこれを遵守し、断固とした姿勢で関係を遮断するよう、厳正に対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的データ）の保存及び管理は、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理する。また、代表取締役が指名する取締役を委員長とする「情報セキュリティ委員会」を設置し、定期又は不定期に会議を開催する。「情報セキュリティ委員会」は個人情報及び企業機密の漏洩等に備えた体制を整備し、運用する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴　経営上、重大な損失を被る可能性のある事項を迅速かつ的確に把握し、取締役会に付議又は報告することができるよう、各本部長に取締役又は執行役員を充てる。

⑵　代表取締役が指名する取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置し、会議を定期又は不定期に開催する。「リスク管理委員会」は「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を運用することにより、コンプライアンス違反、不正経理、災害その他のあらゆるリスクを総括的に管理し、当社の損失の危険を回避、軽減する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴　取締役会は、経営環境の見通しに基づいて、経営計画及び年度事業計画を審議し決定する。業務執行を担う取締役は、これらの計画に基づいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次にて集計管理し、各取締役及び取締役会にすみやかに報告されることとする。

⑵　取締役会の開催等に加えて、経営会議及び常務会等、法令による設置義務のない会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行うことで、取締役の職務執行に資する体制を整備し、運用する。

⑶　取締役会は、組織再編及び必要の都度、各規程の見直しを行い、取締役及び職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化又は委譲を行うこととする。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、エディオングループの業務の適正確保のために、以下の体制を整備し、運用することとする。なお、本基本方針でいう「子会社」は、会社法上の「子会社」を指し、持分法適用会社である関連会社は含めないものとする。

⑴　当社は、エディオングループ各子会社の業務の適正を確保するため、コンプライアンス等の基本的事項又は重要事項について、エディオングループ全体を対象とした社内規程を整備する。

⑵　エディオングループ各子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」に従い、各子会社が展開する事業に即した規程を整備し、それらを運用することで、各子会社の取締役等及び従業員が法令及び定款を遵守する体制を構築する。

⑶　当社は、エディオングループとしての基本的ルールを各子会社に遵守させるものとしつつ、各子会社の独自性、特性を踏まえた規程類を各子会社に整備させることで、グループ各子会社の取締役等の職務執行の効率化を図る。
⑷　「関係会社管理規程」に基づき当社が各子会社に従業員を出向させるなど、人材交流を図りコミュニケーションを活性化させることで、エディオングループ全体としての意思統一を図る。
⑸　当社の内部監査部門が、エディオングループ各子会社の内部監査部門と連携を図りながら法令、定款及び社内規程等への適合等の観点から監査を実施し、監査体制の強化を図る。
⑹　当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営に係る一定の重要事項については、子会社に対し、当社取締役会等へ定期的な報告を求めるとともに、特定の事項については当社の承認を必要とする旨を規定し、各子会社の経営を管理する。

6．監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
　監査役の職務を補佐するため、当社の業務組織体系から独立した専任の組織として、監査役室を設け、専任のスタッフ１名以上を配置する。なお、当該専任スタッフの人選については監査役会と協議し、取締役からの独立性に配慮する。また、当該専任スタッフは、当社の従業員として当社の就業規則に則り業務を行うこととするが、指揮命令権については、各監査役に属するものとし、また異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施することとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
　監査役に対して取締役及び従業員の報告すべき事項は、法定の事項に加え、監査役会の決定する「監査役会規程」に定めるものとし、取締役及び従業員は、かかる定めに従うものとする。なお、報告の方法等の運営事項については、「コンプライアンス委員会」と監査役の協議に基づいて決定する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴　監査役及び当社代表取締役は、各年度において定期的に会合を行い、エディオングループに関する全般及び監査役が重要と判断する事項について、意見交換を行うものとする。
⑵　監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて「コンプライアンス委員会」や経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社又はエディオングループ各子会社の取締役、監査役若しくは関係する従業員等に対して、説明を求めるものとする。
⑶　当社は、監査役（監査役室スタッフを含む。以下、同じ。）の求めに応じて説明を行い又は自ら監査役に報告を行った当社又はエディオングループ各子会社の取締役、監査役若しくは従業員等に対して、不利益な取り扱いを行わないものとする。
⑷　監査役は、監査役会として当社の会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、会計監査人との間で定期的に監査に関する情報の交換を行うものとする。
⑸　当社は、監査役が職務を執行するために必要となる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

9．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

⑴　「内部通報規程」に基づき社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、不正行為等を早期発見できる体制を構築しております。また、「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、不正行為等の予防及び再発防止策を講じるとともに、全社に向けた定期的な情報提供を継続的に実施するなどコンプライアンス意識の啓発を行っております。さらに、「内部統制規程」に基づき内部統制の評価及び監査を実施し、決算情報等の財務報告について信頼性を担保しております。これらの体制により、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備し、運用しております。

⑵　「文書管理規程」等の社内規程に基づき取締役の職務執行に係る情報を適切に保存しております。また、個人情報及び企業機密の漏洩や不正アクセス等に備えるため、「情報セキュリティ委員会」を定期に開催し、当社情報システムのセキュリティの強化策を講じております。これらの体制により、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備し、運用しております。

⑶　「リスク管理規程」に基づき「リスク管理委員会」を定期に開催し、職務執行を行ううえで重大なリスクの分析を行い、損失の危険を回避、軽減ができる体制を構築しております。

⑷　「取締役会規程」に基づき取締役会を定期に開催し、経営計画及び年度事業計画など経営に関する重要事項について、法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議し、決定しております。また、「業務分掌および職務権限規程」に基づき経営環境や経営計画に応じて、業務執行取締役に対し決裁権限を委ねるとともに、経営会議及び常務会を定期に開催し、重要な事項について機動的かつ十分な審議を行い、業務執行取締役の迅速な意思決定をサポートする体制をとっております。さらに、当該取締役は職務執行の状況及び結果を取締役会に報告しております。これらの体制により、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。

⑸　「関係会社管理規程」に基づき当社役員が子会社役員を兼任し、子会社経営を適切に指導・管理しております。また、子会社の経営に係る重要事項に関しては当社取締役会において決議・報告を必要とするとともに、その他の事項についても当社担当部門との調整を行っております。これらの体制により、企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。

⑹　監査役の監査機能の強化を図るため、取締役からの独立性に配慮したスタッフ１名を配置しております。

⑺　取締役及び使用人は、監査役が出席している取締役会のほか「コンプライアンス委員会」や経営会議等の重要な会議において、当企業グループの重要な情報について適時報告をする体制となっております。

⑻　監査役は、内部監査部門及び会計監査人並びに代表取締役との定期的な情報・意見交換を行い、円滑な監査業務の遂行を図っております。また、監査役が職務を遂行するために必要となる費用を当社が負担しております。これらの体制により、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
Ⅰ 流動資産		**Ⅰ 流動負債**	
現金及び預金	12,246	支払手形及び買掛金	39,474
受取手形及び売掛金	32,034	一年内返済予定の長期借入金	20,711
商品及び製品	102,648	リース債務	101
繰延税金資産	7,813	未払法人税等	5,418
その他	13,096	未払消費税等	3,255
貸倒引当金	△53	賞与引当金	4,657
流動資産合計	167,785	ポイント引当金	8,911
Ⅱ 固定資産		その他	22,253
1 有形固定資産		流動負債合計	104,783
建物及び構築物	63,933	**Ⅱ 固定負債**	
工具、器具及び備品	4,774	転換社債型新株予約権付社債	30,067
土地	72,918	長期借入金	49,359
リース資産	285	リース債務	890
建設仮勘定	1,344	繰延税金負債	9
その他	553	再評価に係る繰延税金負債	1,772
有形固定資産合計	143,809	商品保証引当金	8,296
2 無形固定資産		退職給付に係る負債	9,519
その他	4,726	資産除去債務	6,843
無形固定資産合計	4,726	その他	6,783
3 投資その他の資産		固定負債合計	113,542
投資有価証券	3,112	**負債合計**	**218,326**
差入保証金	27,332	**(純資産の部)**	
繰延税金資産	7,963	**Ⅰ 株主資本**	**149,957**
その他	5,918	資本金	11,940
貸倒引当金	△334	資本剰余金	84,309
投資その他の資産合計	43,991	利益剰余金	64,164
固定資産合計	192,527	自己株式	△10,456
資産合計	**360,312**	**Ⅱ その他の包括利益累計額**	**△8,018**
		その他有価証券評価差額金	149
		土地再評価差額金	△6,689
		退職給付に係る調整累計額	△1,479
		Ⅲ 非支配株主持分	**47**
		純資産合計	**141,986**
		負債・純資産合計	**360,312**

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
Ⅰ 売上高		**692,087**
Ⅱ 売上原価		**496,010**
売上総利益		**196,076**
Ⅲ 販売費及び一般管理費		**179,025**
営業利益		**17,050**
Ⅳ 営業外収益		
受取利息及び配当金	172	
持分法による投資利益	68	
助成金収入	183	
その他	1,041	1,465
Ⅴ 営業外費用		
支払利息	659	
貸倒引当金繰入額	234	
その他	345	1,239
経常利益		**17,275**
Ⅵ 特別利益		
固定資産売却益	14	
投資有価証券売却益	150	
その他	87	252
Ⅶ 特別損失		
固定資産売却損	61	
固定資産除却損	927	
減損損失	4,256	
賃貸借契約解約損	282	
その他	86	5,613
税金等調整前当期純利益		**11,914**
法人税、住民税及び事業税	5,269	
法人税等調整額	637	5,907
当期純利益		**6,007**
非支配株主に帰属する当期純損失		15
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,022**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
Ⅰ 流動資産		**Ⅰ 流動負債**	
現金及び預金	11,604	買掛金	35,017
受取手形	7	短期借入金	6,937
売掛金	34,086	一年内返済予定の長期借入金	20,711
商品及び製品	92,095	リース債務	72
原材料及び貯蔵品	298	未払金	11,229
前払費用	2,903	未払費用	20
短期貸付金	1,361	未払法人税等	5,048
未収入金	4,771	未払消費税等	2,977
繰延税金資産	6,880	前受金	8,389
その他	143	預り金	293
貸倒引当金	△50	前受収益	651
流動資産合計	154,102	賞与引当金	3,966
Ⅱ 固定資産		ポイント引当金	8,047
1 有形固定資産		その他	441
建物	54,471	流動負債合計	103,804
構築物	2,578	**Ⅱ 固定負債**	
機械及び装置	480	転換社債型新株予約権付社債	30,067
車両運搬具	13	長期借入金	49,359
工具、器具及び備品	4,178	リース債務	701
土地	71,584	再評価に係る繰延税金負債	1,772
リース資産	73	退職給付引当金	6,622
建設仮勘定	934	商品保証引当金	6,526
有形固定資産合計	134,314	資産除去債務	5,934
2 無形固定資産		預り保証金	6,404
借地権	443	その他	319
商標権	43	固定負債合計	107,709
ソフトウェア	2,600	**負債合計**	**211,514**
その他	1,064	**(純資産の部)**	
無形固定資産合計	4,151	**Ⅰ 株主資本**	**142,523**
3 投資その他の資産		資本金	11,940
投資有価証券	2,087	資本剰余金	110,761
関係会社株式	16,383	資本準備金	64,137
出資金	1	その他資本剰余金	46,624
長期貸付金	2,497	利益剰余金	30,277
関係会社長期貸付金	85	その他利益剰余金	30,277
長期前払費用	1,352	繰越利益剰余金	30,277
差入保証金	24,970	自己株式	△10,456
繰延税金資産	6,415	**Ⅱ 評価・換算差額等**	**△6,510**
その他	1,251	その他有価証券評価差額金	179
貸倒引当金	△87	土地再評価差額金	△6,689
投資その他の資産合計	54,959	**純資産合計**	**136,013**
固定資産合計	193,425		
資産合計	**347,527**	**負債・純資産合計**	**347,527**

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金額	
Ⅰ	**売上高**		**619,114**
Ⅱ	**売上原価**		**443,200**
	売上総利益		**175,913**
Ⅲ	**販売費及び一般管理費**		**161,539**
	営業利益		**14,374**
Ⅳ	**営業外収益**		
	受取利息	81	
	受取配当金	699	
	その他	1,067	1,847
Ⅴ	**営業外費用**		
	支払利息	652	
	その他	323	976
	経常利益		**15,245**
Ⅵ	**特別利益**		
	固定資産売却益	13	
	投資有価証券売却益	150	
	その他	87	251
Ⅶ	**特別損失**		
	固定資産売却損	60	
	固定資産除却損	761	
	減損損失	3,604	
	賃貸借契約解約損	262	
	その他	81	4,771
	税引前当期純利益		**10,725**
	法人税、住民税及び事業税	4,662	
	法人税等調整額	458	5,121
	当期純利益		**5,604**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２８年　5月１６日

株式会社エディオン
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　健　次　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　正　彦　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社エディオンの平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２８年　5月１６日

株式会社エディオン
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　健　次　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　正　彦　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エディオンの平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第１５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議並びに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社に赴き、調査いたしました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3） 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月18日

株式会社エディオン　監査役会

常勤監査役　藤川　誠　㊞

社外監査役　異相武憲　㊞

社外監査役　沖中隆志　㊞

社外監査役　竹原相光　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、配当政策を重要な経営課題の一つと認識しており、株主の皆様への安定的配当の実施を念頭に置きながら業績及び経営基盤強化のための内部留保等を勘案し、配当金額を決定することを基本方針としております。

当期末の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

当期末の株主配当金につきましては、当期の業績、財務状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、前期に比べ２円増配し１株につき12円といたしたいと存じます。

なお、平成27年12月に中間配当金として１株につき10円をお支払いしておりますので、年間にお支払いする配当金は１株につき22円となります。

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金12円　総額1,184,755,668円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年６月30日

第２号議案　取締役12名選任の件

取締役12名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再任 **久保允誉**（くぼまさたか） （昭和25年２月18日）	平成４年４月　株式会社ダイイチ代表取締役社長 平成14年３月　当社代表取締役会長 平成15年７月　当社代表取締役社長 平成16年10月　株式会社ふれあいチャンネル代表取締役副社長（現任） 平成24年６月　当社代表取締役会長兼社長（現任） 平成27年２月　株式会社サンフレッチェ広島代表取締役会長（現任）
	取締役会への出席状況	25回／26回（96％）
	所有する当社株式数	2,020,200株
	取締役候補者とした理由	株式会社ダイイチの代表取締役就任以降、長年に亘り経営手腕を発揮し、当社の統合を図るなど、これまでグループ全体の業績の成長を牽引しております。経営の重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たしてきたことから、今後も当社の事業拡大及び企業価値の向上に向けて強いリーダーシップを発揮できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。
2	再任 **岡嶋昇一**（おかじましょういち） （昭和25年11月22日）	平成５年６月　株式会社栄電社代表取締役社長 平成14年３月　当社代表取締役社長 平成15年７月　当社代表取締役副社長 平成22年10月　株式会社エディオンコミュニケーションズ 代表取締役社長（現任） 平成23年10月　株式会社サンキュー代表取締役社長 平成24年６月　当社代表取締役副会長（現任） 平成24年10月　株式会社サンキュー代表取締役会長
	取締役会への出席状況	26回／26回（100％）
	所有する当社株式数	1,118,800株
	取締役候補者とした理由	株式会社栄電社の代表取締役就任以降、長年に亘り経営手腕を発揮し、当社の統合を図るなど、これまでグループ全体の業績の成長を牽引しております。経営の重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たしてきたことから、今後も経営全般への貢献を期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	再　任 **加　藤　徳　寿**（か　とう　ひろ　ひさ） （昭和35年３月12日）	平成22年６月　当社取締役 平成22年10月　当社ＥＡＳＴカンパニー営業本部長 平成23年４月　当社商品本部長 平成24年４月　当社営業本部長兼商品統括部長 平成24年６月　当社常務取締役 平成25年４月　当社営業本部長（現任） 平成26年６月　当社専務取締役（現任）
	取締役会への出席状況	26回／26回（100%）
	所有する当社株式数	16,400株
	取締役候補者とした理由	営業部門及び商品部門における豊富な経験と実績を有しており、当社の経営の中核を担っております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者といたしました。
4	再　任 **船　守　精　一**（ふな　もり　せい　いち） （昭和29年１月14日）	平成19年６月　当社取締役 平成21年４月　当社営業本部長 平成22年４月　当社商品本部長 平成23年４月　当社営業本部長 平成24年６月　当社常務取締役 平成25年４月　当社事業開発本部長 平成26年２月　当社店舗開発本部長 平成26年６月　当社専務取締役（現任） 平成27年４月　当社物流サービス本部長 平成28年１月　株式会社サンキュー代表取締役会長（現任）
	取締役会への出席状況	26回／26回（100%）
	所有する当社株式数	27,000株
	取締役候補者とした理由	営業部門をはじめ多岐にわたる部門において豊富な経験と実績を有しており、当社の経営の中核を担っております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	再　任 やまさき　のりお **山　﨑　徳　雄** (昭和32年1月15日)	平成21年６月　当社取締役 平成24年４月　当社経営企画本部長兼広報部長 平成24年６月　当社常務取締役 平成24年10月　当社経営企画本部長兼経営企画部長兼広報部長 平成26年２月　当社経営企画本部長（現任） 平成26年６月　当社専務取締役（現任）
	取締役会への出席状況	26回／26回（100%）
	所有する当社株式数	18,100株
	取締役候補者とした理由	経営戦略部門における豊富な経験と実績を有しており、当社の経営の中核を担っております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者といたしました。
6	再　任 うめはら　まさゆき **梅　原　正　幸** (昭和29年1月1日)	平成13年７月　株式会社ミドリ電化代表取締役社長 平成17年４月　当社取締役副社長 平成19年12月　当社物流・サービス統合推進室長 平成21年６月　当社取締役 平成22年４月　当社内部監査室長 平成23年６月　当社常勤監査役 平成25年４月　当社管理本部長 平成25年６月　当社常務取締役 平成27年６月　当社専務取締役（現任） 平成28年１月　当社フランチャイズ本部長（現任）
	取締役会への出席状況	26回／26回（100%）
	所有する当社株式数	319,300株
	取締役候補者とした理由	株式会社ミドリ電化の経営者としての経験や当社の管理部門における豊富な経験と実績を有しており、当社の経営の中核を担っております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	再　任 小谷野（こやの）　薫（かおる） （昭和38年１月27日）	平成22年１月　日本総合アドバイザリー事務所代表 平成24年４月　株式会社サンフレッチェ広島取締役 平成24年９月　同社常務取締役 平成25年１月　同社代表取締役社長 平成27年６月　当社取締役（現任） 平成27年10月　当社管理本部長（現任）
	取締役会への出席状況	20回／20回（100%）
	所有する当社株式数	15,700株
	取締役候補者とした理由	企業経営における豊富な経験と実績を活かし、管理部門において当社の事業の発展に貢献しております。引き続き適切な業務執行を期待できることから取締役候補者といたしました。
8	再　任 道法（どうほう）　一雅（かずまさ） （昭和35年10月24日）	平成22年10月　当社執行役員 平成22年10月　当社経営企画部長 平成24年４月　当社営業統括部長 平成26年２月　当社フランチャイズ本部長 平成26年６月　当社取締役（現任） 平成28年１月　当社ＥＬＳ統括部長（現任）
	取締役会への出席状況	26回／26回（100%）
	所有する当社株式数	17,700株
	取締役候補者とした理由	営業部門における豊富な経験を活かし、リフォーム等のＥＬＳ（エコ・リビングソーラー）部門において当社の事業の発展に貢献しております。引き続き適切な業務執行を期待できることから取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
9	再　任 **池畑　裕次**（いけはた　ゆうじ） （昭和39年７月５日）	平成23年４月　当社執行役員 平成23年４月　当社近畿営業部長 平成24年４月　当社中四国営業部長 平成26年２月　当社営業統括部長（現任） 平成26年６月　当社取締役（現任）
	取締役会への出席状況	26回／26回（100%）
	所有する当社株式数	12,601株
	取締役候補者とした理由	営業部門における豊富な経験と実績を有しており、当社の事業の発展に貢献しております。引き続き適切な業務執行を期待できることから取締役候補者といたしました。
10	再　任 **加藤孝宏**（かとうたかひろ） （昭和40年３月13日）	平成25年４月　当社執行役員 平成25年４月　当社商品統括部長兼映像家電商品部長 平成26年６月　当社取締役（現任） 平成26年９月　当社商品統括部長 平成28年１月　当社ＩＴ物流サービス本部長（現任）
	取締役会への出席状況	26回／26回（100%）
	所有する当社株式数	13,600株
	取締役候補者とした理由	商品部門における豊富な経験を活かし、物流サービス部門及び情報システム部門において当社の事業の発展に貢献しております。引き続き適切な業務執行を期待できることから取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
11	再任 社外 独立 石橋省三（いしばし しょうぞう） （昭和24年７月５日）	平成７年１月　株式会社野村総合研究所経営開発部長 平成９年４月　野村證券株式会社金融研究所経営調査部長 平成10年６月　同社金融研究所副所長兼企業調査部長 平成12年５月　リーマン･ブラザーズ証券会社 マネージング・ディレクター 平成15年９月　一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事（現任） 平成16年４月　国立大学法人東京医科歯科大学理事 平成17年４月　学校法人立正大学学園監事（現任） 平成19年６月　株式会社みんかぶ社外監査役（現任） 平成20年４月　学校法人栗本学園（名古屋商科大学）理事（現任） 平成26年６月　当社社外取締役（現任） 平成26年８月　株式会社コンセプト社外監査役（現任）
	在任年数	２年
	取締役会への出席状況	26回／26回（100%）
	所有する当社株式数	０株
	社外取締役候補者とした理由	企業経営・金融における豊富な経験と知見を有しており、取締役会等において自らの経験と知見を踏まえた発言を行っております。 今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。
12	再任 社外 独立 髙木施文（たかぎ しもん） （昭和37年12月23日）	平成２年４月　弁護士登録 平成２年４月　ブレークモア法律事務所入所 平成４年10月　足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所入所 平成11年８月　東京青山・青木・狛法律事務所パートナー 平成14年８月　ホワイト＆ケース法律事務所パートナー 平成26年３月　髙木法律事務所開設（現在に至る） 平成27年６月　当社社外取締役（現任）
	在任年数	１年
	取締役会への出席状況	18回／20回（90%）
	所有する当社株式数	０株
	社外取締役候補者とした理由	弁護士としての企業法務の経験と専門的知見を有しており、取締役会等において自らの経験と知見を踏まえた発言を行っております。 なお、髙木施文氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

(注) 1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．［社　外］は社外取締役候補者を、［独　立］は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
3．当社は、石橋省三氏及び髙木施文氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として届け出ており、両氏が取締役に再任され就任した場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。
4．社外取締役の在任年数は、本定時株主総会終結時の年数であります。
5．社外取締役との責任限定契約について
当社は、定款において取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、その規定により石橋省三氏及び髙木施文氏との間で責任限定契約を締結しております。石橋省三氏及び髙木施文氏が取締役に再任され就任した場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
その内容の概要は、当該契約に基づく責任の限度額につき、法令に定める最低責任限度額とするものであります。
6．株式会社ダイイチ、株式会社栄電社及び株式会社ミドリ電化は、商号変更及び吸収合併により、現在は株式会社エディオンになっております。

＜ご参考＞　社外取締役及び社外監査役の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための基準として、会社法における規定及び証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を満たすとともに、さらに、以下に定める当社独自の独立性基準を設けております。

＜独立性基準＞

以下に定める基準のいずれにも該当しない者

a．現在又は過去において当社又はその子会社の業務執行者
b．当社の直近の株主名簿において持株比率10%以上の大株主又は大株主である団体に現に所属している業務執行者
c．直近の３事業年度において、当社との取引総額が一度でも連結売上高の２％を超える取引先及びその連結子会社に現に所属している業務執行者
d．直近の３事業年度において、当社から役員報酬以外に平均して年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、会計監査人もしくは顧問契約先（それらが法人、組合等の団体である場合は、その団体に現に所属している業務執行者）
e．直近の３事業年度において、年間1,000万円又は売上高もしくは総収入金額の２％のいずれか高い方の額を超える寄付を当社から受けている団体等の理事その他業務執行者
f．ｂ～ｅの団体又は取引先に過去に所属していた場合、その団体又は取引先を退職後１年を経過していない者
g．当社又はａ～ｅの業務執行者の配偶者又は二親等以内の親族

以　上

(MEMO)

(MEMO)

(MEMO)

第15回定時株主総会会場ご案内図

会　　場　　大阪市北区天満橋一丁目８番50号
帝国ホテル大阪　３階「エンパイアルーム」

最寄りの駅　　ＪＲ大阪環状線「桜ノ宮駅」西口から会場まで　　徒歩約７分
ＪＲ東西線「大阪天満宮駅」１番出口から会場まで　徒歩約14分

お　願　い　　当日は駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮お願い申しあげます。

〔会場付近略図〕

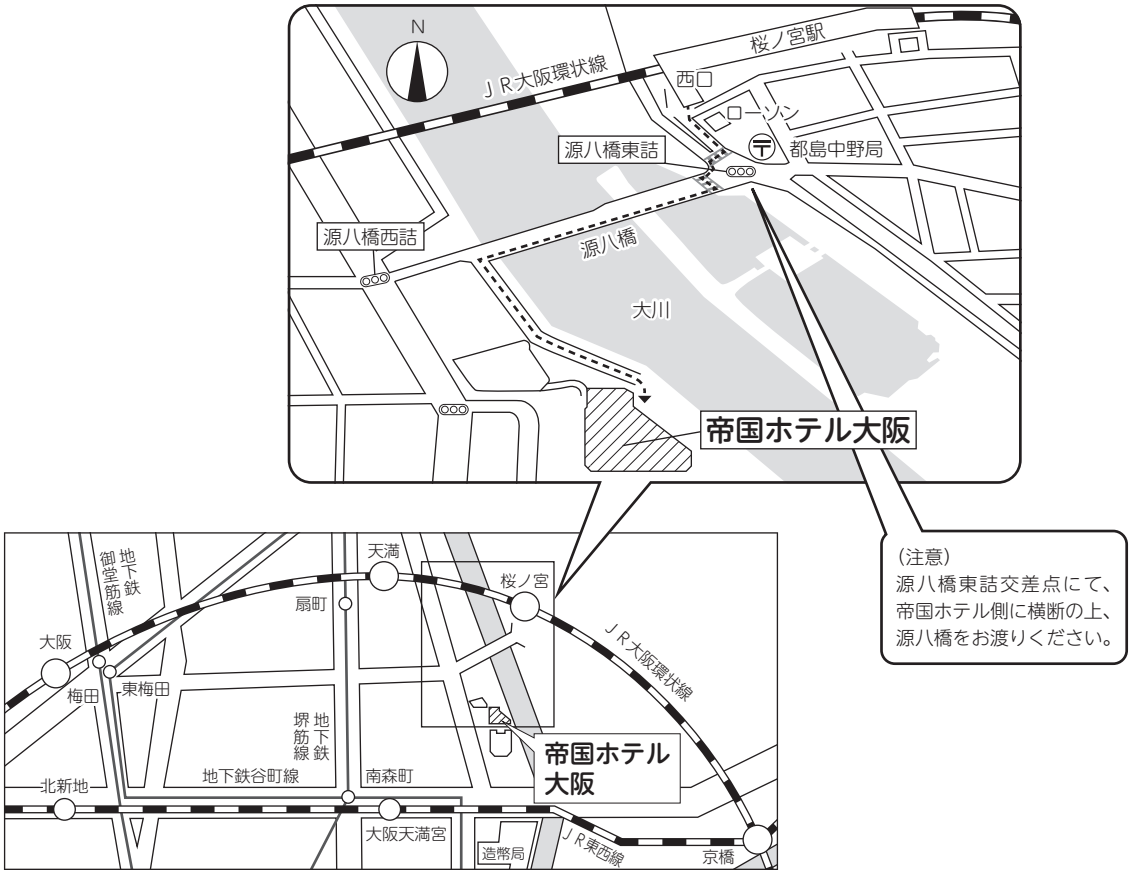

UD FONT　見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

法令及び定款に基づく
インターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

株式会社 エディオン

「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆様に提供しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,940	84,309	60,401	△5,471	151,179
当期変動額					
剰余金の配当			△2,031		△2,031
親会社株主に帰属する当期純利益			6,022		6,022
自己株式の取得				△4,985	△4,985
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			△228		△228
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	3,762	△4,985	△1,222
当期末残高	11,940	84,309	64,164	△10,456	149,957

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	719	△7,011	135	△6,156	63	145,086
当期変動額						
剰余金の配当						△2,031
親会社株主に帰属する当期純利益						6,022
自己株式の取得						△4,985
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						△228
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△569	321	△1,614	△1,862	△15	△1,877
当期変動額合計	△569	321	△1,614	△1,862	△15	△3,099
当期末残高	149	△6,689	△1,479	△8,018	47	141,986

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

１－１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　５社

⑴　主要な連結子会社の名称

㈱サンキュー
㈱エディオンコミュニケーションズ
㈱エディオンハウスシステム
㈱エヌワーク
㈱イー・アール・ジャパン

⑵　非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

１－２．持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数　３社

⑴　主要な会社等の名称

㈱ふれあいチャンネル
㈱サンフレッチェ広島
㈱マルニ木工

⑵　持分法を適用しない関連会社の名称等

ネオシステム㈱、㈱ＨＯＵＳＡＬＬ

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

１－３．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

ａ満期保有目的の債券　償却原価法(定額法)によっております。

ｂその他有価証券　時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております)。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ取引　時価法によっております。

③たな卸資産

ａ商品　評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

評価方法

移動平均法によっております。

ｂ貯蔵品　最終仕入原価法による原価法によっております。

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産　　建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。ただし、平成10年３月31日以前取得の建物の一部については定率法によっております。建物以外の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物　　２～60年

工具、器具及び備品　　２～20年

②無形固定資産(リース資産を除く)　　定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

③リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑶　重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　　従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ポイント引当金　　ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来の利用見込額を計上しております。

④商品保証引当金　　販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当連結会計年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

⑷　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

１－４．会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

２．連結貸借対照表に関する注記

２－１．有形固定資産の減価償却累計額　122,441百万円

２－２．関連会社に対する株式　856百万円

２－３．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴　担保に供している資産

建物及び構築物	3,205百万円
土地	1,370　〃
計	4,576百万円

⑵　担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	110百万円
長期借入金	1,079　〃
固定負債の「その他」（預り保証金）	1,179　〃
計	2,369百万円

２－４．保証債務

金融機関からの借入

㈱ふれあいチャンネル　112百万円

２－５．土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年３月28日及び平成14年３月31日

再評価を行った土地の平成28年３月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額

11,269百万円

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

3－1．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	112,005,636株	－	－	112,005,636株

3－2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	普通株式	16,741	－	－	16,741	(*)－
	2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	普通株式	－	12,096	－	12,096	(*)－
合計		－	16,741	12,096	－	28,837	－

(*)転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3－3．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	1,043百万円	10円	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月6日取締役会	普通株式	987百万円	10円	平成27年9月30日	平成27年12月4日

3－4．当連結会計年度末後に行う剰余金の配当に関する事項

平成28年6月29日開催予定の第15回定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額　1,184百万円
(2) 1株当たり配当額　12円
(3) 基準日　平成28年3月31日
(4) 効力発生日　平成28年6月30日

４．金融商品に関する注記

４－１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当企業グループは、資金運用においては、短期的な預金等及び安全性の高い金融商品で運用することとしております。また、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行等により調達することとしており、金利関連のデリバティブは、金利変動リスクを回避するためにのみ利用しております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。これらのリスクに関しましては、定期的にその時価及び企業価値を把握し、重要な変動が認められた場合は取締役会に報告される体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが１年内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジ有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、ＣＭＳ(キャッシュマネジメントシステム)をグループ内で利用することなどの方法により管理しております。

⑶　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

４－２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません((注)２．参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	12,246	12,246	－
②受取手形及び売掛金	32,034	32,034	－
③投資有価証券			
その他有価証券	2,207	2,207	－
資産計	46,488	46,488	－
①支払手形及び買掛金	39,474	39,474	－
②転換社債型新株予約権付社債	30,067	31,425	1,358
③長期借入金(*)	70,071	70,820	748
④リース債務(*)	992	1,149	157
負債計	140,606	142,870	2,264
デリバティブ取引	－	－	－

(*)流動負債に含まれている１年内に期限到来の長期借入金及びリース債務を含めております。

(注)１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

⑴　資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑵　負債

①支払手形及び買掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②転換社債型新株予約権付社債

社債はすべて市場価格に基づき算定しております。

③長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられた利率で割り引いて算定する方法によっております。

④リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑶　デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ａ通貨関連

該当事項はありません。

ｂ金利関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち１年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	56,400	40,600	(*)	－

(*)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注)２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	47
関係会社株式	856
差入保証金	27,332

これらについては市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、「４－２．金融商品の時価等に関する事項」の表中には含まれておりません。

５．賃貸等不動産に関する注記

５－１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府や愛知県などの主要都市において、賃貸用の店舗物件(土地、建物を含む)を有しております。

５－２．賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
22,601	23,027

(注)１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

６．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　1,437円65銭

１株当たり当期純利益　　60円4銭

７．重要な後発事象に関する注記

（「平成28年熊本地震」による被災状況）

平成28年４月14日以降に発生しております「平成28年熊本地震」により、当社の「エディオン熊本本店（熊本県熊本市）」、「エディオンサンリブシティくまなん店（熊本県熊本市）」、「エディオン諫早店（長崎県諫早市）」の３店舗で建物設備の損傷・損壊や商品の落下等による被害が発生いたしました。

上記３店舗とも、現在は仮設店舗による仮営業を行っており、通常営業への早期復旧に向けて引き続き必要な対応を行ってまいります。

なお、この地震に伴う損害額は現在算定中であり、翌連結会計年度の経営成績に与える影響につきましては、現時点で未確定であります。

（上新電機株式会社による営業秘密の不正使用に対する民事提訴）

当社は、平成28年４月25日付で上新電機株式会社による当社のリフォーム事業に関する営業秘密の不正使用について、その差止め及び不正使用によって作成された事業管理用のソフトウェア・各種社内資料・店舗展示用ディスプレイ設備等の廃棄に加え、50億円の損害賠償を求めて大阪地方裁判所に提訴いたしました。

本事案の刑事記録やその後に当社が収集した証拠から、上新電機株式会社は当社の秘密情報を利用してリフォーム事業を起こし、現在に至るまでこれらの不正使用行為を継続していると考えられます。このような行為の継続は事業者に正当な競争行為を行う意欲を低減させることになりかねず、不正競争行為を許容できないと判断したため提訴いたしました。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	11,940	64,137	46,624	110,761	26,932	△5,471	144,163
当期変動額							
剰余金の配当					△2,031		△2,031
当期純利益					5,604		5,604
自己株式の取得						△4,985	△4,985
自己株式の処分			0	0		0	0
土地再評価差額金の取崩					△228		△228
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	0	0	3,344	△4,985	△1,640
当期末残高	11,940	64,137	46,624	110,761	30,277	△10,456	142,523

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	709	△7,011	△6,301	137,861
当期変動額				
剰余金の配当				△2,031
当期純利益				5,604
自己株式の取得				△4,985
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の取崩				△228
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△529	321	△208	△208
当期変動額合計	△529	321	△208	△1,848
当期末残高	179	△6,689	△6,510	136,013

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表
１－１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

ａ満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）によっております。

ｂ関係会社株式及びその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法によっております。

ｃその他有価証券　　時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております）。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

ａ商品　　評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

評価方法

移動平均法によっております。

ｂ貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法によっております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）　　建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

ただし、平成10年３月31日以前取得の建物の一部については定率法によっております。建物以外の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	２～50年
構築物	２～60年
工具、器具及び備品	２～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑶　引当金の計上基準

①貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　　従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが、連結貸借対照表と異なっております。

④ポイント引当金　　ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来の利用見込額を計上しております。

⑤商品保証引当金　　販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当事業年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

⑷ ヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

⑸ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

１－２．会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

2．貸借対照表に関する注記

2－1．有形固定資産の減価償却累計額　112,777百万円

2－2．関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	6,309百万円
関係会社に対する長期金銭債権	85　〃
関係会社に対する短期金銭債務	7,490　〃
関係会社に対する長期金銭債務	14　〃

2－3．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴　担保に供している資産

建物	3,114百万円
構築物	91　〃
土地	1,370　〃
計	4,576百万円

⑵　担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	110百万円
長期借入金	1,079　〃
預り保証金	1,179　〃
計	2,369百万円

2－4．保証債務

金融機関からの借入

㈱ふれあいチャンネル　112百万円

2－5．土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年３月28日及び平成14年３月31日

再評価を行った土地の平成28年３月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額　11,269百万円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	1,285百万円
仕入高	46,757　〃
販売費及び一般管理費	5,918　〃
営業取引以外の取引高	628　〃

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,629,557株	5,646,490株	50株	13,275,997株

（注）　普通株式の自己株式の株式数の増加5,646,490株は、平成27年６月３日の取締役会決議により東京証券取引所の市場買付取引による買付5,644,200株及び単元未満株式の買取りによる増加2,290株であり、減少50株は、単元未満株式の売渡による減少50株であります。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
減価償却費	1,587百万円
貸倒引当金	50 〃
賞与引当金	1,221 〃
未払法定福利費	187 〃
減損損失	8,431 〃
退職給付引当金	2,028 〃
ポイント引当金	2,478 〃
商品保証引当金	2,006 〃
合併引継土地	1,548 〃
資産除去債務	1,815 〃
その他	3,800 〃
繰延税金資産小計	25,156百万円
評価性引当額	△11,048百万円
繰延税金資産合計	14,107百万円
（繰延税金負債）	
建物等圧縮積立金	△71百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△579 〃
その他有価証券評価差額金	△83 〃
その他	△77 〃
繰延税金負債合計	△811百万円
繰延税金資産の純額	13,296百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2％から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が630百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が634百万円、その他有価証券評価差額金が３百万円、それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は92百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

6．リースにより使用する固定資産に関する注記

6－1．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

営業用店舗設備(建物)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	3,924百万円
減価償却累計額相当額	2,648 〃
期末残高相当額	1,275百万円

②未経過リース料期末残高相当額

未経過リース料期末残高相当額	
１年以内	202百万円
１年超	1,188 〃
合計	1,391百万円

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

ａ支払リース料	216百万円
ｂ減価償却費相当額	196 〃
ｃ支払利息相当額	15 〃

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差異を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

6－2．オペレーティング・リース取引

未経過リース料(借主側)

１年以内	3,662百万円
１年超	30,944 〃
合計	34,606百万円

未経過リース料(貸手側)

１年以内	223百万円
１年超	3,785 〃
合計	4,008百万円

7．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社ショーエイ	－	保険の取次	保険料	130	前払費用 未払金	16 0

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．取引金額には消費税等を含んでおりません。期末残高には消費税等を含めております。

2．保険料の支払については、火災保険・車両保険等を定められた保険料率に基づいて決定しております。

8．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,377円63銭
1株当たり当期純利益	55円87銭

9．重要な後発事象に関する注記

（「平成28年熊本地震」による被災状況）

平成28年４月14日以降に発生しております「平成28年熊本地震」により、当社の「エディオン熊本本店（熊本県熊本市）」、「エディオンサンリブシティくまなん店（熊本県熊本市）」、「エディオン諫早店（長崎県諫早市）」の３店舗で建物設備の損傷・損壊や商品の落下等による被害が発生いたしました。

詳しくは「連結注記表　7．重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

（上新電機株式会社による営業秘密の不正使用に対する民事提訴）

当社は、平成28年４月25日付で上新電機株式会社による当社のリフォーム事業に関する営業秘密の不正使用について、その差止め及び不正使用によって作成された事業管理用のソフトウェア・各種社内資料・店舗展示用ディスプレイ設備等の廃棄に加え、50億円の損害賠償を求めて大阪地方裁判所に提訴いたしました。

詳しくは「連結注記表　7．重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。